

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

IFRS in Focus

IASB が開示イニシアティブによる IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の修正を提案

目次

- ・なぜ本修正が提案されたのか？
- ・いつ修正案は適用されるか？
- ・公開草案で提案された変更は何か？

本 IFRS in Focus は、一般のコメントを募集するために 2014 年 3 月に公表された、公開草案 ED/2014/1 に示されている IAS 第 1 号の修正案を要約している。

要点

- 本公開草案(以下、「ED」という)は、以下の狭い範囲の修正により IAS 第 1 号「財務諸表の表示」を明確化することを提案する。
 - 重要性：情報を集約または分解することにより、有用な情報を不明瞭にするべきではないこと、および重要性の考慮は IFRS における、基本財務諸表、注記および具体的な開示要求に適用すべきであることを明確化する提案。
 - 財政状態計算書ならびに純損益及びその他の包括利益計算書：これらの財務諸表に表示される表示項目のリストは、目的適合性に応じて分解または集約できることを明確化する提案。これらの財務諸表における小計についてのガイダンスを導入する提案。
 - 注記：注記の構成をデザインする場合、企業は柔軟性を有することを明確化する、およびどのように開示の体系的な順序を決定するかについてのガイダンスを導入する提案。また、重要な会計方針の識別に関して有用ではない例を削除することを提案。
 - 持分法で会計処理する投資から生じるその他の包括利益(OCI)の項目の表示：持分法で会計処理する関連会社および共同支配企業の OCI に対する企業の持分は、その後純損益に振り替えられるのかどうかに基づいて、単一の表示項目として集約して表示すべきであることを明確化する提案。
- IASB は、修正案の発効日を提供していないが、早期適用は認められることを提案する。具体的な経過規定は提案されていない。
- 本提案に対するコメントは、2014 年 7 月 23 日を期限としている。

詳細は下記ウェブサイト参照

www.iasblus.com

www.deloitte.com

なぜ修正が提案されたのか？

公開草案 ED/2014/1「開示イニシアティブ: IAS 第 1 号の修正案」で提案された修正の大部分は、IASB の「開示イニシアティブ」から生じている。このイニシアティブは、現行基準の表示および開示要求を改善するためのいくつかの小プロジェクトから構成される。そのため、現在行われている IASB の概念フレームワークの包括的レビューの補完としてとらえられている。その改訂の一部として、IASB は、将来の基準についての改善された表示および開示のガイドラインを提供することを目的としている。

持分法で会計処理する投資から生じるその他の包括利益の項目の表示に関する修正案は、IFRS 解釈指針委員会への要望書によるものである。

いつ修正案は適用されるか？

IASB は、修正案の発効日を提供していないが、早期適用は認められることを提案する。

ED に対するコメントは、2014 年 7 月 23 日を期限としている。

公開草案で提案された変更は何か？

重要性

IASB は、IAS 第 1 号における重要性のガイダンスを明確化することを提案する。提案されたガイダンスによれば、企業は、情報を集約または分解することにより、有用な情報を不明瞭にしてはならない。ED で示された例は、異なる性質の表示項目の集約、または重要性のない情報により有用な情報が沈んでしまう例を含めている。

また、IASB は、重要性のガイダンスは、基本財務諸表および注記を含む財務諸表全体に適用すること、および情報に重要性がある場合のみ、開示が要求されることを明確化することを提案する。重要性のガイダンスは、基準において「最低限」要求されている場合でも、具体的な開示要求がある場合には適用される。IASB は、このような文言は、他の IFRS においても使用されていることを認識しており、それらの基準のより広範なレビューの際に、見直すことを意図している。

財政状態計算書ならびに純損益及びその他の包括利益計算書

上記重要性に関する明確化と整合して、IASB は、財政状態計算書に表示する必要がある表示項目のリストから、IAS 第 1 号の「最低限」という文言を削除することを提案する。この修正は、「最低限」という文言により、これらの表示項目が重要性に関係なく、表示されなければならないことを意味するという誤解を取り除くものである。この修正は、表示項目に重要性がない場合に、企業は、リストの中のこれらの表示項目を集約できることを明確化する。ED で提案される文言は、「最低限」という参照が含まれない純損益及びその他の包括利益計算書の要求事項と整合する。

IASB はまた、財政状態計算書ならびに純損益及びその他の包括利益計算書について、企業の財政状態の理解に関連性がある場合には、IAS 第 1 号に列挙されている表示項目は分解すべきであることを明確化することを提案する。例として、ED は、企業が「有形固定資産」を 3 つの要素に分解することが有用であることを決定する可能性があるとしている。

IAS 第 1 号の現行のガイダンスは、表示が、企業の財政状態または財務業績のそれぞれの理解に関連性がある場合には、企業が、財政状態計算書ならびに純損益及びその他の包括利益計算書に小計を導入することを要求している。IASB は、そのような小計は、次のとおりであることを明確化することを提案する。

- IFRS に従って認識および測定された項目のみを含む。
- 小計が理解可能な方法で、表示または名前をつける。
- ある期から次の期へと首尾一貫している。

純損益及びその他の包括利益計算書については、基準により要求されている小計よりも目立つように任意の小計を表示してはならないことが提案されている。また、任意の小計は、除外された項目を表示することにより、要求される小計と調整しなければならない。

注記

IASB は、注記の表示についての要求事項を明確化することを提案する。構成に関して、ED は、企業が注記を表示する体系的なアプローチを決定する際に、財務諸表の理解可能性および比較可能性を考慮すべきであることを明確化することを提案する。例えば、これは、より関連性のある情報に重点を置く、またはいくつかの開示の関係を強調する方法で注記を構成することによって達成され得る。これについての一例は、純損益に認識したすべての公正価値の変動と、金融商品の満期に関する情報の開示のグループ分けである。どのように注記を構成するかについての別の例は、IAS 第 1 号 114 項に示す順序である。すなわち次のとおりである。

- IFRS に準拠している旨の記述
- 適用している重要な会計方針の要約
- 基本財務諸表の項目についての裏付けとなる情報
- その他の開示事項

さらに、IASB は、重要な会計方針は何かについて、有用ではないと考えるガイダンスおよび例を除外することを提案する。

見解

IASB は、IAS 第 1 号が具体的な注記の順序を要求しているということを認識している。ED は、基準に示された注記の順序は、要求事項ではなく、どのように企業が注記を構成するかについての単なる例にすぎないことを明確化することを提案する。IASB は、企業が注記を構成する際に柔軟性を有することを明確にすることを望んでいる。IASB は、電子財務諸表 (electronic financial statements) およびそれらに伴う検索機能の使用が増加している時代に、規範的な注記の順序は適切ではないということを考慮している。そのため、企業は、注記の再構成によって、財務諸表の利用者にとってより有用な情報を提供するのかどうかを考慮することが望まれる。

持分法で会計処理する投資から生じるその他の包括利益 (OCI) の項目の表示

ED は、企業が、持分法で会計処理する関連会社および共同支配企業から生じる OCI 項目の持分を、残りの OCI から区分して表示することを明確化することを提案する。

これは、その他の包括利益計算書に表示される次の OCI 区分をもたらす。

- 性質別に分類し、次の項目にグループ分けした OCI の項目 (持分法で会計処理する関連会社または共同支配企業を除く)
 - その後に純損益に振り替えられることのないもの
 - その後に特定の条件を満たした時に純損益に振り替えられるもの
- 集約して、次のように区分した、持分法で会計処理する関連会社および共同支配企業の OCI に対する持分相当額
 - その後に純損益に振り替えられることのないもの
 - その後に特定の条件を満たした時に純損益に振り替えられるもの

IAS 第 1 号の適用指針における財務諸表の例示は、その結果修正される。

見解

ED「開示イニシアティブ—IAS 第 1 号の修正」に含まれているが、本提案は IASB の開示イニシアティブによるものではない。修正案は、IFRS 解釈指針委員会への要望書から生じている。IASB は、同時に開示イニシアティブの修正とみなし、IASB の見解において性質が類似しているため、この修正を本 ED に含むことを決定した。しかし、IASB は、修正案の各源泉を示すために ED の別のセクションに、この修正案を表示することを選択した。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,300 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト(www.tohmatsu.com)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 200,000 名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.tohmatsu.com/deloitte/ をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2014. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

IFRS in Focus4